# 仕 様 書

- 1 名 称 区民レクリエーションのつどい器材運送(生野区役所)業務委託
- 2 業務概要 令和7年11月3日(月・祝日)に行われる区民レクリエーションのつどいで使用する器材の運送を行うもの。
- 3 履行内容 使用車両:2 t ロングトラック(運転手を含む)

【搬入】生野区民センター(生野区勝山北 3-13-30) へ午前 6 時 30 分に到着し、発注者により機材をトラックへ積載後、発注者の指示により巽公園(生野区 巽西 1-7) へ運送すること。

【搬出】区民レクリエーションのつどい終了後(おおよそ 16:00 頃)に、巽公園内の指定場所に到着し、発注者により機材をトラックへ積載後、発注者の指示により生野区民センターへ運送すること。

- 4 運搬量 ダンボール 100 箱程度。ただし、搬入・搬出とも1回で積載可能な量とする。
- 5 一括再委託等の禁止
  - (1)業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
  - (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。 なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
  - (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
  - (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、 書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の 相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。 なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間 中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けてい る者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委 託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

### 6 その他

- (1) 雨天時、区民レクリエーションのつどいは中止となるため、その場合は、準備費用として双方協議のうえ決定した金額を支払う。なお、中止の判断については、当日午前6時までにあらかじめ確認した担当者へ連絡すること。
- (2) 生野区民センターの駐車スペースについては無料で利用可能。
- (3) 器材の滅失・損傷その他の事故ならびに建物等の損傷で請負人の責に帰すべき事由により生じた損害は、直ちに修理あるいは新品と取り替えること。
- (4)請負人は、道路運送法、道路運送車両法、自動車損害賠償補償法、その他関係法規・ 諸規定を遵守すること。
- (5)使用車両の車両番号等について、指定する日までに担当者に報告すること。

# 7 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に 指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問 受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本 市の解釈によるものとする。
- (2) 履行に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

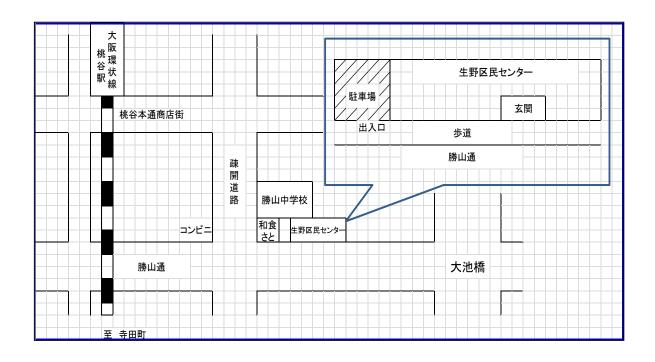
# 【事業担当課】

大阪市生野区勝山南 3-1-19

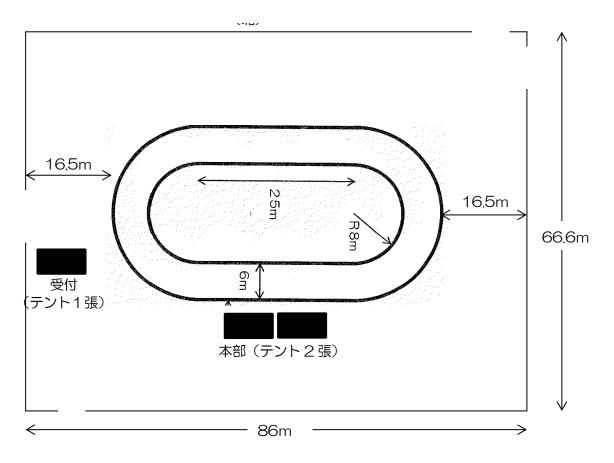
大阪市生野区役所 地域まちづくり課 森・西野

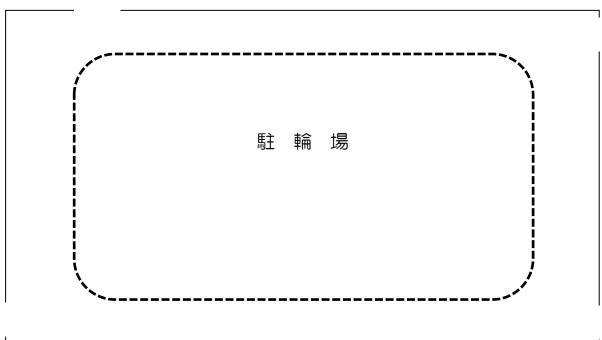
電話:06-6715-9743 FAX:06-6717-1163

# 生野区民センター位置図



# 区民レクリエーションのつどい 会場配置図





# 巽公園周辺地図



#### グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車(以下「グリーン配送適合車」という。)を使用しなければならない。
  - 注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合 車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配 送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
  - ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
    - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
    - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電 話:06-6615-7965

#### コンプライアンスに係る特記仕様書

#### (条例の遵守)

第 1 条 請負者および請負者の役職員は、請負(工事(建物修繕含む)、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕)及び業務委託((以下「当該業務」という。)の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

- 第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、 公益通報の内容を発注者(生野区役所)へ報告しなければならない。
- 2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(生野区役所)へ報告しなければならない。

## (調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に 協力しなければならない。

## (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に 関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定 に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理 者の指定を取り消すことができる。)

(発注者:大阪市 請負者:請負事業者)

## 特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は 不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課(連絡先:06-6715-9001)に報告しなければならない。

#### 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第1.0版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

## 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定 の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービス には利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新 の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力 及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず 自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任を もって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表 等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの 確保を徹底して適切に運用すること